



おのへた
小野部田小学校6年

さかざき
坂崎 ともか
智華さん

市内小中学校では、「論語」を学ぶ取り組みを行っています。
「論語」は、古代中国の思想家、孔子の教えを弟子たちが書き記したもので、人としての生きる道や考え方、道徳が示されています。
このコーナーでは、教訓として活用している事例などを紹介します。

読んでみたい 論語

その42



私は、ミニバスケットボールのクラブチームに入っていて、毎日練習をがんばっています。私がこの論語を選んだ理由は、ディフェンスのときに足を曲げることやオフenseのときに顔を上げるなど、バスケットボールの中では本当に小さなことかもしれないけれど、その小さなことを我慢してやることで勝利することができると思ったからです。

小さなことをさぼってしまうことがあります。でも、この機会に今までの練習などをふり返っていいかなと思います。そして、バスケットボールだけでなく、ふだんの生活でも小さなことも面倒くさがらず、きちんとやろうと思いました。また、大きな望みを目標にがんばるときも、きつくても決して雑にしないようにしたいです。私は、将来の夢がまだ見つかっていませんが、いつか自分の夢が見つかったときにその夢をかなえられるよう、今からどんな小さなことでも、一生懸命に取り組んでいきたいと思っています。

子曰わく、
「小忍ばざれば、則ち大謀を乱る。」と。
先生は言われた、
「小さなことが我慢できないならば、大きな望みを成し遂げることはできない」と。

消費者トラブル 注意報

持病の話題に乗せられて？
家庭用電気治療器具の訪問販売

商工振興課
☎32-1604

電話で健康についての話題を持ち掛け、訪問してきた営業員から、高額な家庭用電気治療器具の購入を勧められたという相談が寄せられています。商品を販売するという目的を隠して、健康相談や器具の体験を名目に近づいてくる事業者もいますので注意が必要です。

「どこか体で悪いところはないか」という電話が突然あり、「腰が悪い」と伝えたところ、「もみ方の指導に行く」と言われ、数日後に男性が自宅に来た。電気治療器の体験をさせられ、6時間も居座られ、断りきれず38万円で契約してしまった。「1週間では効果がないので10日間は使用するように」と言われたが、クーリング・オフしたい。(80歳代 女性)



注意してね



見守るくん

イラスト：黒崎 玄

アドバイス

- 電話がかかってきた時点で、商品の販売を目的としていないかを確認し、必要なければ、自宅への来訪をきっぱり断りましょう。
- 契約書面が渡されていない場合や、正しい記載の契約書面でも受け取った日から8日以内の場合などはクーリング・オフができます。困ったときは、早めに消費生活センターなどへご相談ください。

※少しでも怪しいなと思ったときは「消費生活センター☎33-8277」「消費者ホットライン☎188」へどうぞ。
「消費者トラブル注意報」は、国民生活センターからの全国的な情報をもとに掲載しています。



知つとこ！

安全・
安心

宇城警察署
☎33-0110

身近に潜む銃器！
あなたの情報提供をお待ちしています

拳銃110番報奨制度

フリーダイヤル「0120(10)3774」で、警察が拳銃の情報などを受け付け、その情報提供で拳銃その他の銃器などが押収され、被疑者の検挙につながったときに報奨金を支払う制度があります。

詳しくは、熊本県警察のホームページをご覧ください。



旧軍用拳銃などが家の中で眠っていませんか

旧軍用拳銃は、大事な形見や遺品であっても所持することが法律で禁止されています。子どもたちが誤って使用し思わぬ事故につながったり、盗まれて犯罪に使用される危険性があります。遺品整理などで旧軍用拳銃が見つかったときは、最寄りの警察署・交番・駐在所へ通報してください。

「隠し持っていた拳銃を処分したい！」 自首減免制度

正当な理由なく拳銃を譲り受けたり、所持したりすれば罪となります。しかし、自ら進んで警察にその拳銃を提出した場合は、これらの罪は減軽または免除されます。